

議第46号

京都市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市斎場条例の一部を改正する条例

京都市斎場条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(受付時間及び休場日)

第2条 斎場の受付時間及び休場日は、次のとおりとする。

受付時間 午前10時から午後4時30分まで

休場日 1月1日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に規定する日のほかに1月につき3日に限り、休場日を定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、受付時間及び休場日を変更することができる。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

斎場の受付時間を変更する等の必要があるので提案する。